

川越市政だより

No. 177 月1回10日発行1部2円(昭和32年6月15日)
発行所 埼玉県川越市役所第三種郵便物認司

新文印刷社

6月のメモ
広報カイド

から(午後)七時まで

町一岸町坂下交差点（栗原牛乳
店前）。

はなやかに 体操祭

▽齋の衛生洞闇（四日～十日）
▽小学校、中学校學力調査（十六
日、十七日）
▽夏の衛生を守る運動（二十一日
～七月二十日）
▽貿易記念日（二十八日）
▽市・県民税第一期および国民年

金四、五、六月分の納期（三十日）
△山開き・国民安全の日（一 日）
△参議院議員通常選舉（四 日）
▽たなづた（七 日）
七月のメモ

体温計の無料検診

人口のうごき	
	5月1日現在
人 口	1 2 5, 3 6 4
男	6 2, 7 0 8
女	6 2, 6 5 6
世帯 数	2 8, 1 0 4
出生 (4月中)	1 8 4
死亡 (ヶ)	6 2
前月比	1, 3 3 4 人増



＝新しい広報事お目見え＝

今までの広報車は能力が低下したため、新しく買い換えた。新車は黒いういくいろ、トランジスターの小型で、20Wの放送機材を積み込み、屋上にはスピーカーを宣伝用看板にかこままで写真収材用のステージがあります。すでに広報宣伝の仕事についていっていますので、みなさんへ親しんでいただきたいものです。

投票所へ駆けつけました。投票箱に投票券を投入するまで大切に保管して下さい。万一紛失された時は選舉の当日投票所へ行って申し出れば再交付を受けられます。あなたの大きな投票で選舉の結果が決まります。

文字でわかる「在」と「もつとも
らしくじうえがあります。しかし
そんなことは絶対にありません。
投票は一力所に集められ、何万票
がいっしょにされ、よくかきまわ
されて開票されるからです。

投票は先に参議院地方選出議員の選舉(地方区)を行ない、次に参議院全国選出議員の選舉(全国区)を行ないます。

月四日

不在者投票とは

投票できる人は、
投票できません。投票
は一人、一票であつて必ず自分
で投票しなければなりません。
ただし選挙人名簿に登録され
ていても犯頭のため選挙権の
資格を失つた者、誤って選挙
人名簿に登録された者、死亡
のないよう注意して下さい。

参議院選挙の選舉公報
△こんどの参議院選挙（地方区・全国区）にも選舉公報が発行されます。この公報は投票日の二日前までには皆さんの、お手元にお届けします。△

△-----
とができます。なお、不在者 年院、婦人相談院に収容中の投票をする場合は、正当な被選者（選挙人が原議会議員の行権者による証明書が必要で 選舉区の区域外の住所に居住す。また不在者投票は病人等 中である者。
歩行が困難な人であっても自 なおぐわしいことは選管
宅では投票することができま 理委員会にお問い合わせ下さい。
せん。ご注意下さい。 い。

不在者投票とは
次のはれかの理由に該当し
て選舉の當日投票所に行つて
投票することのできない選舉
人は、選舉の期日の公示の日
（六月十日）から選舉期日の
前日（七月三日）までの期間
毎日午前八時半三分から午後
五時まで不在者投票をするこ
とある。この場合、
○選舉人が疾病、負傷、妊娠、
老衰、不具、産褥のため歩行が
著しく困難な者および監禁少
中である者。
おいて職務または義務に従事
して在外する者は、選舉権を失
する。

参議院地方選出議員候補者の立会演説会は、川崎市市民会館において一回開催されました。立会演説会の制度は、私たち選挙人にとり同時にすべき

車より降ることでござります
お機会ですからぜひ出かけ
下さい。立演説会の日より
なほはスターおよび伝報車
でお知らせします。

投票日の二日前までには、皆んで立派な人を選ぶ参考資料
さんの、お手元にお届けします。にしましょう。

参議院選挙の選舉公報
こんどの参議院選挙（地方区、全国区）にも選舉公報が発行されます。この公報は、

△-----
とができます。なお、不在者 年院、婦人補院に収容中の
投票をする場合は、正当な被選者（選挙人が眞誠会議員の
行権者）による証明書が必要で 選舉区の区域外の住所に居住
す。また不在者投票は病人等 中である者。
歩行が困難な人であっても自 なおぐわしいことは選管
宅では投票することができま 理委員会にお問い合わせ下さい。
せん。ご注意下さい。 い。

不在者投票とは
次のはれかの理由に該当し
て選舉の當日投票所に行つて
投票することのできない選舉
人は、選舉の期日の公示の日
（六月十日）から選舉期日の
前日（七月三日）までの期間
毎日午前八時半三分から午後
五時まで不在者投票をするこ
とある。○選舉人が疾病、負傷、妊娠、
老衰、不具、産褥のため歩行が
著しく困難な者および監禁少
ない者。
○選舉人がが病、負傷、妊娠、
老衰、不具、産褥のため歩行が
著しく困難な者および監禁少
ない者。
おいて職務または義務に従事
中である者。

